

いぜな尚円王まつりステージ運営業務 委託プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 いぜな尚円王まつりのステージ運営業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、いぜな尚円王まつりステージ運営業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審査及び検討し、その結果を、いぜな尚円王まつり実行委員会会長(以下「会長」という。)に報告する。

- (1) プロポーザル実施の可否に関する事項
- (2) 業者を選定するための基準に関する事項
- (3) プロポーザルの評価方法及び提案書の審査に関する事項
- (4) 最優秀提案者(契約候補者)の選定に関する事項
- (5) その他プロポーザルを実施するにあたり必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員 5人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱または任命する。

- (1) いぜな尚円王まつり実行委員会運営委員会の中から選出すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、いぜな尚円王まつり実行委員会事務局長を充てる。

3 副委員長は、いぜな尚円王まつり実行委員会事務局次長を充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(委員会の任期)

第6条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了し、会長へ報告を終えた日までとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

(庶務) 第8条 委員会の庶務は、いぜん尚円王まつり実行委員会事務局において処理する。

(補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、会長が別で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。